

10

鳥取大学関係諸規則

一般市民社会において、憲法をはじめとする様々な法律や規則、慣習などがあって、人々がその中で暮らしているように、大学においてもその目的とする教育研究機能を円滑に効率的に果たすためには「ルール」が必要です。

本学の学則、その他の学内諸規則は、そのルールを具体化したものです。これらの規則については、大学のHPに掲載していますので、学生生活を送るうえで参考にしてください。

【鳥取大学諸規則HP】

<https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/life/rule/>

Home>教育・学生生活>学生生活>鳥取大学関係諸規則

○主な規則

1. 鳥取大学学則
2. 鳥取大学大学院学則
3. 鳥取大学学生守則
4. 鳥取大学学位規則
5. 鳥取大学学生等の授業料その他の費用の額及びその徴収方法を定める規則
6. 鳥取大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程
7. 鳥取大学入学料の免除及び徴収猶予に関する規程
8. 鳥取大学における修学支援法に基づく授業料等減免に関する規程
9. 鳥取大学学生表彰規則
10. 鳥取大学学生表彰規則実施に関する申合せ
11. 課外活動学長賞実施要項
12. 鳥取大学鳥取キャンパス構内交通規制実施規程
13. 鳥取大学鳥取地区体育施設使用規則
14. 課外活動用備品貸出内規
15. 鳥取大学鳥取地区課外活動部室使用規則
16. 鳥取大学鳥取地区文化系サークル共用施設使用規則
17. 鳥取大学鳥取地区学生合宿研修所使用規則
18. 鳥取大学学生会館使用規程
19. 鳥取大学学生寄宿舍規則
20. 鳥取大学学寮管理運営細則
21. 鳥取大学医学部学寮管理運営細則
22. 鳥取大学附属図書館利用規則
23. 鳥取大学附属図書館利用細則
24. 鳥取大学附属図書館医学図書館利用細則
25. 鳥取大学学生の懲戒等に関する規則

鳥取大学学生守則

〔平成7年4月12日〕
〔鳥取大学規則第26号〕

（誓約書）

第1条 学生は、鳥取大学（以下「本学」という。）に入学するときは、別に定める誓約書を学長に提出するものとする。

（保護者等）

第2条 学生は、在学中、本学の教育方針に協力し、当該学生の身上について責任を負う者を保護者等として定めるものとする。

2 保護者等になることができる者は、学生の三親等以内の親族である成年者若しくはこれに準ずる者又は独立して生計を営む成年者であり、当該学生への指導及び支援の意向のある者とする。

3 学生は、前条で定める誓約書に当該学生の保護者等の連署を得るものとする。保護者等に変更があるときも同様とする。

4 学生は、保護者等の住所等に変更があったときは、所定の様式により速やかに届け出るものとする。

（学生証）

第3条 学生は、入学のときは学生証の交付を受け、携帯するものとする。

2 学生は、身分を明らかにする必要があるときは学生証を提示するものとする。

3 学生は、学生証を紛失し、又は汚損したときは速やかに届け出て再交付を受けるものとする。

4 学生は、学生証に記載された有効期限より前に、卒業、退学又は除籍により学籍から離れたときは学生証を直ちに返納するものとする。

（住所）

第4条 学生は、入学のときに、第1条で定める誓約書に記入することにより、本学に住所を届け出るものとする。

2 学生は、住所を変更したときは、所定の様式により速やかに届け出るものとする。

（健康診断）

第5条 学生は、毎年本学が行う健康診断を受けなければならない。

（団体及び活動）

第6条 学生は、次のような団体を設立することができるものとする。

一 学生自治会又は学生会

二 文化系及び体育系の団体

2 学生は、次の場合には所定の様式により、速やかに理事（教育担当）（以下「理事」という。）に届け出るものとする。ただし、米子地区においては医学部長に届け出るものとする。

一 団体を設立するとき。

二 団体が学外の団体に参加又は加入するとき。

三 団体の解散又は届出事項を変更したとき。

四 団体が学外において活動するとき。

（施設使用）

第7条 学生又は学内の団体が学内の施設を使用するときは、所定の様式による使用願を施設の管理者に提出して許可を受けるものとする。

（広報活動）

第8条 学生の学内における掲示は、指定された場所において行うものとする。

2 指定された場所以外における掲示は、施設の管理者の指示を受けるものとする。

3 拡声器を使用するときは、理事に届出の上、指定された場所及び時間において適当な音量で行うものとする。ただし、米子地区においては、医学部長に届け出るものとする。

（その他）

第9条 大学院学生、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、別に定めのない限りこの学生守則を準用するものとする。

附 則

1 この学生守則は、平成7年4月12日から施行する。

2 学部共通細則（昭和28年7月3日鳥取大学規則第5号）及び学部共通細則取扱内規（昭和28年7月3日鳥取大学規則第6号）は、廃止する。

附 則（略）

附 則（令和3年12月21日鳥取大学規則第91号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日以前の入学者については、改正前の第1条の規定により本学に届け出た保証人を、改正後の第2条第1項で定める保護者等として取り扱うことができる。

個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、本学では「鳥取大学個人情報保護の取扱規則」及び「鳥取大学個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続に関する規則」を整備しました。

学生の皆さんの個人情報（注1参照）については教育活動、修学指導、学生生活支援、進路支援及び健康管理等に必要な業務を遂行するために利用していますが、従来にも増して皆さんの個人情報は確実に保護されなければならないものと考えています。

本学では関係法令等（注2参照）に沿って、個人情報の収集・管理・利用・開示などを、適正に行うため、次により対応していることをお知らせします。

1. 対象となる情報

- （1）入学手続き時に提出いただきました書類に含まれる個人情報
- （2）在学中に提出いただきました個人情報（電磁的記録を含む）
- （3）試験結果、健康診断結果等在学中に発生した個人情報

2. 利用目的

上記1.の個人情報は、本学での教育活動、修学指導、学生生活支援、進路支援、卒業後の各種案内・照会、大学運営等に必要な業務の遂行、エンロールメント・マネジメント（学生に対する支援諸活動の総合的マネジメント）及び緊急時の連絡等に利用いたします。

3. 安全確保の措置

皆さんの個人情報については、関係法令等に基づき、金庫への保管・セキュリティ対策（パスワードの設定等）など、適切に管理するとともに、その保護に努めています。

4. 提供の制限

学生の皆様から提出していただきました個人情報は、利用目的利用及び提供はいたしません。

また、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、皆さんの個人データ（注3参照）を利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用することはありません。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

なお、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することはありません。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること対

して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 五 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

注1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、印鑑の印、性別、学生番号、成績、履修申告、教員免許状申請、教育実習申請、入学料・授業料免除申請、図書貸出情報、健康診断結果のような特定の個人の属性や所有物、関係事実等を表す情報であって、それらの情報と他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいいます。

注2 関係法令等

「個人情報の保護に関する法律」

「個人情報の保護に関する法律施行令」

「個人情報の保護に関する法律施行規則」

「鳥取大学個人情報保護の取扱規則」

「鳥取大学個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続に関する規則」

注3 「個人データ」とは、個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等）を構成する個人情報をいいます。

※「鳥取大学個人情報保護の取扱規則」等の詳細につきましては、本学ホームページに掲載しています。

「個人情報保護について」 <https://www.tottori-u.ac.jp/about/privacy/individual/about/>

「個人情報の取扱いについて」 <https://www.tottori-u.ac.jp/institute/international/high-edu/personal-info>

学生が裁判員法により裁判員候補者となった場合の取扱いについて

〔平成23年2月1日〕
第7回教育支援委員会承認

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）により、本学の学生が裁判員候補者となった場合の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 学生は、裁判員候補者になった場合、裁判員として刑事裁判に参加することに伴い授業に出席すること、又は試験を受験することに支障が生じるおそれがあるときは、学級教員又は指導教員等にその旨申し出ることができるものとする。
- 2 前1により申し出のあった学生に対し、学級教員又は指導教員等は、本人の意思で裁判員として刑事裁判に参加することを希望し、それに伴い授業に出席できない場合は、鳥取大学単位認定規則第3条で定める「特にやむを得ない事情」として取扱い、試験を受験できない場合は、同規則第6条の「その他特別の事情」として取扱うことにより、その学生が裁判員として参加することによって授業等に関し不利益を被らない旨説明するものとする。
- 3 前2と併せて学級教員又は指導教員等は、裁判員法第16条第3号で「学生は辞退の申立て」ができる事由であることから、学生に対して本務である学業を優先すべく法に基づき辞退ができることを伝えるものとする。